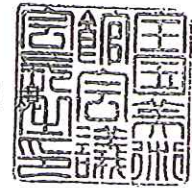


平成22年5月19日

文部科学大臣 川 端 達 夫 殿

全国美術館会議

会長 青柳 正



### 美術品国家補償制度の設立に関する要望書

全国美術館会議は、全国各地域の国公立の美術館の連携により、美術館事業の発展を通じて心豊かな社会の形成に貢献すべく、昭和27年の創立以来活動を続けています。

現在356館が加盟する私たちの組織は、全国の美術館が地域や設置主体の違いを超えて協力しながら、美術館が直面する諸問題に共同で取り組んでいます。しかし、我が国における芸術文化の振興のためには、美術館相互の連携に加え、国の施策によって美術館活動の基盤が支えられることも不可欠であると考えます。

とりわけ、国の施策として私たちが最も強く要望するのは、美術品国家補償制度の導入です。全国美術館会議は十年来、この問題に関する研究と討議を重ね、同制度創設の要望を関係省庁に訴えてまいりました。そして、昨年3月に文化庁が設置した「美術品の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議」は、昨年7月の審議経過報告において、国家補償制度の導入検討の必要性を指摘しました。私たちはこの報告を大きな前進と受けとめ、これを契機に美術品国家補償制度が一日も早く創設されることを要望いたします。

美術館の展覧会事業は、世界の優れた芸術文化を享受する機会をあらゆる世代の国民に提供するとともに、異文化の理解と尊重を促し、世界平和に寄与するものです。しかし、展覧会の開催経費の中に大きな割合を占める保険料が、美術品の市場価格の上昇につれて高額になり、さらに2001年の米国同時多発テロ以降急騰したことにより、貴重な美術品を世界各地から借用する展覧会の開催は近年きわめて困難になっています。

欧米諸国は早くからこの問題に対処し、国民が芸術文化を享受するための基盤の整備は国の責務であるという方針のもとに、美術品国家補償制度を導入しています。この制度は、実質的な国費支出を伴わずに展覧会の開催を促進できる、最も合理的な芸術文化振興政策であることから、すでに大半の先進国が導入済みであり、G8の中の未導入国はロシアと日本のみです。この制度によって国民に芸術文化の享受を保証し、国際的な文化交流を推進することは、今や文化国家の要件とも言えます。こうした世界の趨勢に鑑み、我が国にも美術品国家補償制度が早急に創設されるよう、私たちは強く願っております。

また、私たちは、国家補償制度の適用対象が美術館の設置主体によって限定されることなく、国公立の別を問わず可能な限り多くの美術館の展覧会に適用されるよう要望いたします。専門職員が配置され施設環境の整った公立・私立の美術館が全国各地域に設置されている我が国の状況を踏まえ、教育的・文化的意義の高い展覧会が大都市圏に限らず全国的な広がりのもとで行われることを支える制度が作られてこそ、我が国の芸術文化の振興のために最も有益であると考えます。私たちは展覧会に出品される美術品の保存管理に万全を尽くすとともに、より内容の充実した展覧会を開催するために一層の努力を行い、美術品国家補償制度をすべての国民のための制度として守り育ててゆく所存です。